

高日向山地域地熱発電計画（仮称）環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 8 年 4 月 2 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、高日向山地域地熱発電計画（仮称）環境影響評価方法書について審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第 2 項の規定に基づき、電源開発株式会社に対し、本日その旨を通知した。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、宮城県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳 3 番ノ 1 他
原動力の種類： 汽力（地熱）
出 力： 14,900 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令 和 7 年 3 月 5 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令 和 7 年 5 月 1 6 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令 和 7 年 5 月 2 0 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令 和 7 年 1 0 月 7 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令 和 7 年 1 2 月 4 日
宮 城 県 知 事 意 見 受 理	令 和 8 年 2 月 1 9 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令 和 8 年 4 月 2 日

問合せ先：電力安全課 小西、瀧澤
電話：03-3501-1511（内線：4921）